

[事案 2023-9] 損害賠償請求

・令和5年8月22日 裁定終了

<事案の概要>

保険会社の不適切な対応を理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和4年2月に契約した年金保険について、以下等の理由により、初回保険料の支払いにあたり、リボルビング払いによって発生した手数料を損害賠償してほしい。

- (1)本契約を申し込むかどうか迷っていた時、募集人から、「今日決めないと契約年齢が上がり、保険料が上がるのもつたいない」と急かされ、また、口座振替よりもクレジットカードで保険料の支払いをした方がポイントが付くと勧められ、保険料をクレジットカード払いとして契約することになった。
- (2)保険料の支払いについて、一括払いを希望したにもかかわらず、クレジットカード会社からリボ払いで請求を受け、リボ払い手数料を支払うことになった。
- (3)本契約はクーリング・オフしたが、保険会社がクレジットカードから保険料を引き去ったことは問題である。

<保険会社の主張>

- (1)募集人が、契約申込を急かしたり、強要したりしたことは一切ない。
- (2)当社の保険料のクレジットカード決済は、一括払いのみの取扱いであり、契約者がリボルビング払いを選択することはできない。
- (3)申立人が本契約をクーリング・オフしたことにより、初回保険料を返還する手順を案内することとなった際、募集人は申立人と面談して、返還金振込依頼書に署名してもらうとともに、初回保険料はクレジットカードで引き去るが、銀行口座に返金することを申立人に説明した。
- (4)申立人が、初回保険料の支払方法として指定したクレジットカード会社のホームページによれば、同社におけるリボルビング払いには「自動でリボ払い」「あとからリボ払い」「お会計時のリボ払い」の3種類があり、「自動でリボ払い」を申し込んでいたと推測される。「自動でリボ払い」は、申立人がクレジットカード会社との間で設定する取扱いであって、当社が関知するところではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時やクーリング・オフ後の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社の不適切な対応は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。